

令和6年6月17日

門真市議会議長

池田 治子 様

総務建設常任委員会

委員長 森 博孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第38号 市道路線の認定について
- 2 議案第39号 門真住宅29棟他撤去工事請負契約の締結について
- 3 議案第40号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 議案第42号 門真市税条例及び災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部改正について
- 5 議案第47号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：令和6年6月5日（水）

○議案第39号 門真住宅29棟他撤去工事請負契約の締結について

（議案の内容）

- 1 工 事 名 門真住宅29棟他撤去工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 5億8840万6500円
- 4 契約の相手方 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 畑 忠佳
- 5 完成期限 令和7年3月31日

（主な質疑と答弁）

問	門真住宅29棟他撤去工事の設計時期は。
答	5年10月に設計業務を完了している。
問	物価高騰が続いているが、予定価格の算出方法は。
答	設計業務で作成した内訳書の単価を6年4月の入札公告前に最新の労務単価等へ更新を行い、算出している。
問	工事の騒音・振動・ほこりなど近隣への配慮は。
答	低振動・低騒音型の機械器具を使用し、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉じんの防止に努めていく。
問	工事車両の動線や通学路における工事期間中の安全対策は。
答	工事車両の動線の分散や通学時間帯の児童等への配慮、交通整理員の適切な配置等、近隣住民等への安全を最優先に進めていく。
問	関係者への周知方法は。
答	隣接した自治会や学校関係者と地域への適切な周知方法について協議調整を行っており、契約締結後、速やかに関係者に対して工事スケジュールや施工方法、安全対策等について周知を行っていく。
問	近隣住民からの苦情等への対応は。
答	工事施工者及び監理者が連絡窓口を設ける予定であるが、担当の公共建築課も連携し、適切に対応していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第40号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（議案の内容）

門真市使用料及び手数料の見直しに関する指針に基づき、使用料及び手数料の受益者負担の適正化を図るため、関係各条例において所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	市内施設等の使用料及び手数料の見直し理由は。
答	門真市第6次総合計画に掲げるスマートBiz★かどまにおける受益者負担の適正化の観点からである。
問	料金設定の根拠は。
答	門真市使用料及び手数料の見直しに関する指針に基づき、サービス提供や施設の維持管理に係る原価計算を行った上で、各施設に応じた受益者負担割合等により算出した。
問	現行額を据え置くものを除く改定率は。
答	同指針に基づき住民生活への影響を考慮し、原則として現行額の1.5倍までとしており、今般の見直しにおける改定率は、おおむね1.1倍から1.5倍の範囲内としている。
問	今後の見直しの予定は。
答	6年2月に改正した同指針に基づき、おおむね5年周期で定期的な見直しを行う。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第42号 門真市税条例及び災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税において公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とし、及び定額による特別税額控除について規定し、並びに固定資産税及び都市計画税において滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置を設けるほか、職権による個人市民税、固定資産税等の減免を可能とするとともに、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	個人住民税の定額減税の概要は。
答	6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円の減税を行うものである。
問	同減税の改正内容は。
答	6年中の所得に係る課税資料等で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の情報を把握することで、7年度の個人住民税において、所得割の額から1万円の特別税額控除を実施する特例規定を設けるものである。
問	減税対象者に対する減税額の通知方法は。
答	給与所得に係る特別徴収者への通知は、納税者用通知書の摘要欄に定額減税額を記載し、普通徴収者及び公的年金等所得に係る特別徴収者への通知は、市・府民税の税額控除欄に定額減税額を記載するものとなっている。
問	個人市民税の公益信託に係る信託事務に関連する寄附金税額控除についての改正内容は。
答	特定公益信託のみが個人市民税の寄附金税額控除の対象であったが、公益信託制度の改革に併せて、全ての公益信託を寄附金税額控除の対象とするものである。
問	改正に伴う効果は。

答	公益信託への寄附が増加することで、公益信託が社会的課題解決のための中核的な手段となることが想定され、一方では市税の減収を懸念している。
問	滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置についての改正内容は。
答	官民一体となって、魅力的な公共空間を創出する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業において整備した一定の施設等の固定資産について、当該固定資産に係る固定資産税及び都市計画税における課税標準の特例率を地方税法に定める参酌基準に合わせ、2分の1とするものである。
問	同特例措置の適用により、古川橋のまちづくりにおいて期待される効果は。
答	土地所有者等が設定区域内において交流・滞在空間を創出する機運醸成が図られ、本市が進める古川橋駅周辺地区まちなかウォークアブル推進事業において、居心地が良く魅力的な都市空間や日常を通じて多様なアクティビティが生まれる場の形成に寄与するものとする。
問	職権による個人市民税、固定資産税等の減免についての改正内容は。
答	大規模災害時等に減免事由に該当することが明らかで、かつ、減免する必要があると市長が認める場合には、職権による減免を行うことなどを想定し、よりスピーディーな対応が可能となるものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第47号 令和6年度門真市一般会計補正予算(第4号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1682万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772億2545万2000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：旧北小学校跡地活用検討業務委託料 763万4000円
建物調査業務委託料 661万1000円】

問	旧北小学校の跡地活用の取組は。
答	市民も参加した同校跡地未来づくりワークショップをこれまでに7回開催し、まちの課題抽出や将来像の検討、また、跡地活用実験としてキタショウカーニバルやキタショウフェスティバルを開催し、それらの内容を踏まえた旧門真市立北小学校跡地活用プレビジョンを5年7月に策定した。
問	5年度に実施したサウンディング調査の内容は。
答	校舎の耐震診断等の現況確認、建物の利活用の可能性を検討し、結果は、校舎の耐震性が悪く改修費用が多額になること、また、小学校の校舎であったため、各テナントが必要とする面積要件等を満たせず、活用意向を得られない可能性が高いなどの課題が判明した。 そのため、校舎については除却する方向で進めていく。
問	同校跡地活用プレビジョン策定の中で、思い出の詰まった校舎を再利用してほしいとの声もあるが、除却することへの周知方法は。
答	同校跡地未来づくりワークショップの参加者へ、直接説明する予定である。

問	同校跡地活用検討業務の内容は。
答	同校跡地を最大限利活用するための活用スキームの検討等を行い、旧門真市立北小学校跡地活用基本計画を策定するものである。

【歳出：旧北小学校解体工事実施設計業務委託料 137万8000円】

問	旧北小学校解体に伴うアスベストの取扱いは。
答	現在、実施設計業務において含有調査を行っており、含有が認められた箇所については、大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、建材ごとに適切な飛散防止措置を講じて除去作業を行っていく。
問	校舎の除却に伴い、現在保管している資料等の取扱いは。
答	市役所別館等の庁舎や門真中町ビル、周辺の公共施設への移設を検討しており、保管の必要性等整理を行い必要なものは引き続き保管する予定である。

【歳出：市営住宅建設基金積立事業 2569万3000円】

問	門真プラザ再整備事業の実施に伴う区分所有権の譲渡対象の改良店舗とは。
答	門真プラザで市が所有する9店舗のうち、使用許可を得ている6店舗である。
問	改良店舗を譲渡する方針に至った経緯は。
答	同改良店舗については、門真市営住宅長寿命化計画において用途廃止の対象となっている。また、改良店舗の使用者に再開発事業後の利用についてヒアリングを行った結果、全使用者とも現在の場所で営業を継続したい意思があることから、譲渡することで市街地再開発事業の組合員となり事業後も同じ場所で営業の継続が可能となるため、使用者に有償譲渡を行う方針とした。
問	譲渡価格の算定方法は。
答	国が示す改良住宅等管理要領の第15、改良住宅等又は地区施設等の譲渡処分の算出方法に準じて土地、建物の価格を不動産鑑定士に評価してもらい、その後不動産評価委員会に諮り譲渡価格を決定している。
問	譲渡時の主な契約条件は。
答	契約書に市街地再開発事業へ協力することや原則、一定期間所有権の移転ができない旨等を明記する予定である。

【歳出：市営住宅維持管理事業
施設等修繕料 347万4000円】

問	新橋住宅2期等の変圧器等の取替修繕について、5年度に入札が3回不調となった要因は。
答	1回目は応札者がなく、2回目は予定価格超過による無効入札であり、3回目は予定価格を上げたが応札者がなく、履行期間が短期間になったことなども要因と考える。
問	取替修繕が予定より1年経過しているが、住民生活への支障は。
答	新橋住宅2期等の電気設備は、2か月に1回定期点検を行っており、電線の変色や高圧機器からの異音、異臭等は認められず、現在、市営住宅の居住者への影響はないと考える。
問	今後の入札における、適正価格の反映方法は。

答 物価高騰の状況にも留意し、入札告示に際して適正価格の把握に努め、庁内関係部局とも調整し、適正な予定価格となるよう努めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第38号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和6年6月17日

門真市議会議長

池田 治子 様

民生水道常任委員会

委員長 坂本 拓哉

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第41号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 2 議案第44号 門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 3 議案第45号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 4 議案第46号 門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 5 議案第47号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項
- 6 議案第48号 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

審査日：令和6年6月6日（木）

○議案第41号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、門真市地域密着型サービス等運営委員会の担任する事務に介護予防支援事業を行う事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定等についての調査審議に関する事務を追加する。

（主な質疑と答弁）

問 介護保険法の改正の趣旨と内容は。	答 地域住民への支援をより適切に行う体制整備を図るため、要支援に対する介護予防支援を実施する地域包括支援センターに加え、新たに市の指定を受けた居宅介護支援事業者についても介護予防支援を実施することが可能となったものである。
問 従来の介護予防支援の実施方法は。	答 地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成し介護予防支援を実施しており、その支援業務の一部について居宅介護支援事業者へ委託することが可能となっている。 委託する場合には、介護予防サービス計画作成や支援経過に適切に関与し、進捗管理を行うこととなっている。
問 法改正後、居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施する場合、従来どおり地域包括支援センターと情報連携が図られることになるのか。	答 同センターが介護予防サービス計画の検証のため必要があるときは情報提供を求めることができる。また、指定を受けた居宅介護支援事業者が介護予防支援の適切、有効な実施のため必要があるときは同センターに助言を依頼することができる。 今後においても、市、同センター及び指定を受けた居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画作成や支援経過に適切に関与しつつ、情報連携を図っていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第44号 門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を行う。

（主な質疑と答弁）

問 介護保険法施行規則の改正の趣旨と内容は。	答 地域包括支援センターに配置する専門職は、これまで保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種で常勤かつ専従と定められていたが、全国的な専門職の人材確保が困難な現状を踏まえ、3職種の配置は原則、常勤かつ専従としつつ、地域包括支援センター運営協
-------------------------------	---

議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による柔軟な職員配置を可能としたものである。

問 本市の地域包括支援センターの現状は。

答 職員配置は原則、常勤かつ専従の3職種とし、各センターの担当地域の第1号被保険者数や各事業等に応じて、4人から8人としている。

現状、2か所において各1人の欠員が生じていることから、両受託法人とも、職員配置を満たすよう人員確保に努めている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第47号 令和6年度門真市一般会計補正予算(第4号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1682万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772億2545万2000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：(仮称)市立生涯学習複合施設整備工事 2億4338万円

債務負担行為：(仮称)市立生涯学習複合施設整備工事

(令和6年度インフレスライド増額分) 6億5802万7000円】

問 仮称市立生涯学習複合施設の整備工事費が増額となる根拠は。

答 工事請負契約書における予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は請負代金額の変更を請求することができるとの規定により、受注者から請負代金額の変更の請求があったものである。

問 増額の内容は。

答 現在の工事請負契約額の62億1610万円から9億140万6629円を増額するもので、そのうち6年度分は2億4338万円となる。

問 国補助金の内示額は。

答 6億1094万7000円であり、当初予算8億3917万3000円と比較して2億2822万6000円の減額となっている。

問 財源の変更点は。

答 補助金の減額に伴い、補助事業の地方負担分に対する公共事業等債を2億540万円減額している。なお、インフレスライドによる工事請負費増額分を含めた財源として、公共施設等適正管理推進事業債を6億2980万円追加し、まちづくり整備基金繰入金を4720万6000円増額している。

問 今後さらなる増額を想定しているのか。

答 急激なインフレによる資材価格の高騰等、社会情勢における予期することのできない特別の事情を要因とするため、今後における予測は困難であるが、依然として工事費の上昇が続いていることから様々な可能性を想定し適切に対応していく。

問 工事費の増額は、工期の延長も大きな要因と考えるが、工程管理は適切にできているのか。

【答】 建設工事を円滑に実施するため、工事監理者及び工事施工者、本市担当者が出席する週間定例会議により様々な情報を共有し、工程管理を行っている。今後も、引き続き関係事業者と連携し着実に進めていく。

【歳出：市民文化会館運営事業

施設等修繕料 496万1000円】

【問】 門真市民文化会館の運営事業における修繕料の概要は。

【答】 門真市民文化会館ルミエールホールにおける大ホール及び小ホールの舞台機構、音響、照明等を操作する舞台設備が老朽化により、モニターの一部が映らないなど不具合が生じていることから、モニター及びカメラの修繕を行うものである。

【問】 一部修繕後もほかの箇所が故障する可能性があると思われるが、今後の対応は。

【答】 今回の一部修繕により、現時点で必要な部分の不具合は解消される見込みであるが、引き続き、ホール運営に支障がないように定期点検を実施し、対応していく。

【問】 舞台設備全体を更新する場合の費用は。

【答】 概算で2600万円が見込まれる。

【問】 以前実施した大規模改修工事の際には、今回の修繕箇所は更新していなかったのか。

【答】 元年度に実施した大規模改修工事では、その時点で優先順位の高い、ホール天井の耐震化を中心に老朽箇所を改修したもので、モニター及びカメラの更新は実施していない。

【問】 今後不具合が出るたびに何度も修繕するより、次期大規模改修工事の際に一斉に更新したほうが無駄な費用を使うことがないのではないかと考えるが、市の考えは。

【答】 今後、大規模改修工事を実施する際には、費用対効果も踏まえ改修方法を検討していく。

(その他の質疑項目)・市立図書館の変圧器等取替修繕に係る入札不調の要因について

- ・保健福祉センター診療所に購入する空気清浄機の概要について
- ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補助割合について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第48号 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億4922万5000円とする。

(主な質疑と答弁)

【歳出：個人番号カードと保険証の一体化に伴うシステム改修業務委託料 902万円】

【問】 今回実施するシステム改修の概要は。

【答】 マイナンバー法の一部改正による健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、6年12月2日をもって従来の国民健康保険証が廃止となることから、同日以降、資格確認書のほか、保険証利用登録者を対象に交付する資格情報のお知らせの発行機能等を追加するものである。

【問】 従来の健康保険証が廃止された後、マイナンバーカードの未取得者への対応は。

<p>答 従来の健康保険証が廃止される6年12月2日以降、新規の国民健康保険加入者や健康保険証の紛失者等でマイナンバーカードの未取得者または保険証利用未登録者に対して、資格確認書を交付することを予定している。</p>
<p>問 資格確認書の発行時期と交付場所は。</p>
<p>答 国通知において、6年12月2日以降、資格確認書は原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付すること、ただし、マイナンバーカードの未取得者や保険証利用の未登録者等については、当分の間、本人の申請によらず交付する運用が示されており、このことから本市においては、資格確認書の交付は健康保険課窓口で行うこととしている。</p>
<p>問 資格確認書の有効期限は。</p>
<p>答 6年12月2日から7年10月31日までの発行分については、大阪府国民健康保険運営方針において、7年10月31日までとされている。</p>
<p>問 今後、資格確認書を交付申請によらず一斉交付する予定は。</p>
<p>答 7年度において、申請の有無に関わらず、対象者に対し10月を目途に一斉交付を予定する。</p>
<p>問 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る問題点について、市の認識は。</p>
<p>答 廃止日までに交付した健康保険証の有効期限が7年10月末までであることをはじめ、必要に応じて従来の健康保険証に代わる資格確認書等を交付する予定であることから、被保険者にとって直ちに問題が生じるとは考えていない。</p> <p>ただし、一体化については短期間に制度設計が進められてきたことから、市民が目的やメリットなどを十分に理解できていないこと、また、行政としても資格確認書をはじめ資格情報のお知らせなどの新たな書類を交付する必要がある、今後もマイナ保険証に対応するための職員の事務負担が増えていくことが課題であると考えている。</p>
<p>問 マイナ保険証について、別人のデータが誤って登録されているケースがあったとの報道があったが、本市の状況は。</p>
<p>答 現在、本市において同様のケースはない。</p>

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第45及び第46号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和6年6月17日

門真市議会議長

池田 治子 様

文教こども常任委員会

委員長 坂本大次郎

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第43号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 議案第47号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：令和6年6月7日（金）

○議案第43号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業等における満3歳以上の児童に対する職員配置基準の見直しを行う。

（主な質疑と答弁）

問	小規模保育事業等における満3歳以上の児童に対する職員配置基準の改正内容は。
答	小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士または保育従事者の配置基準の一部の見直しを行うものであり、保育士または保育従事者1人当たりの児童数を、満3歳以上満4歳に満たない児童にあってはおおむね20人から15人に、満4歳以上の児童にあってはおおむね30人から25人に改めるものである。
問	市内小規模保育事業所等の施設数は。
答	小規模保育事業所A型12施設のみである。
問	本改正による影響等は。
答	全施設において満3歳以上の児童への保育は実施しておらず、影響はない。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第47号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1682万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772億2545万2000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：放課後児童クラブシステム改修業務委託料 158万4000円】

問	放課後児童クラブのシステムを改修する理由は。
答	放課後児童クラブ費を4500円から6000円へ見直すことから、併せて当該クラブ費を管理するシステムを改修するものである。
問	クラブ費を6000円に見直した理由と試算に係る根拠は。
答	門真市使用料及び手数料の見直しに関する指針に基づき、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行ったものであり、人件費や物件費等のサービス提供に係る原価計算を行った上で算出したものである。
問	クラブ費及び延長利用に係るクラブ費の推移は。

〔答〕 平成17年4月1日からの放課後児童クラブ開設以降、クラブ費は月額4500円、31年4月1日からの時間延長実施に伴う利用料は1800円で、変更はない。

〔問〕 本市は府内でもクラブ費が低額であるが、北河内各市の状況は。

〔答〕 月額基本料では、守口市4900円、寝屋川市7000円、枚方市7200円、交野市5000円、四條畷市7000円、大東市5500円となっている。そのほかに、時間延長や土曜日の利用料、おやつ代、スポーツ保険代等が市により別途費用が必要と聞く。

なお、本市においては月のクラブ費に土曜日の利用料、おやつ代、スポーツ保険代が含まれており、延長利用が必要な場合のみ月1800円が別途必要である。

〔問〕 本市の減免制度の内容は。

〔答〕 門真市立放課後児童クラブ条例第8条において、「生活保護法による被保護世帯に属するとき」、「病気又は負傷のため、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって出席することができないとき」は免除のほか、「市長が特別の事由があると認めるとき」と定めている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決